

茨城県報 第5515号

昭和42年6月29日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

規 則	ページ	
●茨城県行政組織規則の一部改正	1	●保安林の指定の解除……………6
告 示		●金田地区土地改良事業の縦覧……………6
●青少年に有害な興行の指定……………2		●川原代地区土地改良事業計画変更の縦覧…7
●青少年に有害な凶書の指定……………3		●道路の区域変更(8件)……………7
●他の都道府県の療養取扱機関の申し出受理4		●道路の供用開始(8件)……………11
●国民健康保険療養取扱機関の申し出受理…4		●建築基準法に基づく道路の指定(14件)…14
●農業共済組合合併の認可……………5		(地方労働委員会)
●豚コレラ予防の移入禁止区域等の一部改正(2件)……………5		●地方公営企業労働関係法の一部改正に伴い非組合員の範囲……………18
●豚コレラ予防の移動禁止区域等の一部改正 (2件) ……………5		公 告
●ニューカッスル病予防の移動禁止区域等の一部改正……………6		●土地立ち入り測量(3件)……………19
●ニューカッスル病予防の移入禁止区域等の一部改正……………6		●宅地建物取引業者の免許……………20
		●建築許可に関する聴聞(3件)……………20
		雑 報
		●地方職員共済組合役員の異動……………21

規 則

茨城県規則第37号

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県行政組織規則の一部を改正する規則

茨城県行政組織規則(昭和36年茨城県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第37条の表中

土浦社会保険事務所	土 浦 市 下高津町	土浦市, 古河市, 石岡市, 下館市, 結城市, 竜ヶ崎市, 下妻市, 水海道市 稲敷郡, 新治郡, 筑波郡, 真壁郡, 結城郡, 猿島郡, 北相馬郡	を
日立社会保険事務所	日 立 市 幸 町	日立市, 高萩市, 北茨城市 多賀郡	

日立社会保険事務所 幸 町	日立市 多賀郡	日立市, 高萩市, 北茨城市	に
土浦社会保険事務所 下高津町	土浦市 稲敷郡	土浦市, 石岡市, 竜ヶ崎市 新治郡, 筑波郡, 北相馬郡	
下館社会保険事務所 本 城 町	下館市 真壁郡	古河市, 下館市, 結城市, 下妻市, 水海道市 結城郡, 猿島郡	

改める。

第80条第2項の表中「土浦市中高津町」を「北相馬郡藤代町」に改める。

別表第5の表中

社会保険事務所	庶務課, 徴収課, 業務第一課, 業務第二課, 国民年金業務第一課, 国民年金業務第二課(日立社会保険事務所にあつては, 庶務課, 徴 収課, 業務第一課, 業務第二課, 国民年金業務課とする。)	を
社会保険事務所	庶務課, 徴収課, 業務課(水戸社会保険事務所及び日立社会保険事 務所にあつては, 業務第一課及び業務第二課とする。), 国民年金 業務課(水戸社会保険事務所, 下館 社会保険事務所及び土浦社会保 険事務所にあつては, 国民年金業務第一課及び国民年金業務第二課 とする。)	に

改める。

付 則

この規則は, 昭和42年7月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第770号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により青
少年に有害な興行として, 次のものを指定した。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

種 類	題 名	製 作 社 名	配 給 社 名	指 定 年 月 日
映 画	網の中の暴行	若 松 プ ロ	同 左	昭 和 42. 5. 19
〃	処 女 ざ くら	ワ ー ル ド 映 画	〃	〃
〃	女 の よ ろ こ び	中 央 映 画 テ レ ビ	〃	〃
〃	或 る 密 通	日 本 シ ネ マ フ ィ ル ム	〃	〃

映 画	情 夫 と 情 婦	わたなべプロ	同 左	昭和 42. 5. 19
"	女 狩 り	プロダクション鷹	"	"
"	主婦生態白書より 夜泣く女	青年芸術映協	"	"
"	女 子 寮	日本芸術協会	"	"
"	激 情 の 乳 房	光 映 画	"	"
"	ス ペ シ ャ ル	新日本映画	"	"
"	処女の烙印	日映企画	ヤノ・プロ	42. 5. 30
"	歪んだ情欲	ヤマベ・プロ	同 左	"
"	無軌道女性	"	"	"
"	現代女性医学	大蔵映画	"	"
"	続・悪徳医 (女医篇)	日本 シネマフィルム	"	"
"	乱れた関係	葵 映 画	"	"
"	新・情事の履歴書	青年群像	"	"
"	美女拷問	東京興映	"	"
"	テクニツクシリーズ 泣きどころ	ワールド映画	"	"
"	世界猟奇地帯	米 フェリックス ス・ロマツクス フィルム作品	東京第1 フィルム	"
"	あばつれの悦楽	東京プロ	同 左	"
"	若い女に手を出すな	映建工芸	"	"
"	不毛の愛欲	青年群像	"	"
"	情 炎	松 竹	"	"
"	処女未練	日本芸術協会	"	"
"	さ そ り	松 竹	"	"
"	ハダカで今晚は	映建工芸	"	"

茨城県告示第771号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により青少年に有害な図書として、昭和42年6月23日次のものを指定した。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

図 書 名	号 別	発 行 所 名
夫 婦 生 活	7 月 号	手 帖 社
女	"	"
実 話 と 手 記	"	"
寢 室 手 帖	"	"

立 体 グ ラ フ	7 月 号	手 帖 社
100万人の性科学	〃	新 風 出 版 社
ユーモアグラフ	〃	光 彩 書 房
〃	6 月 号	〃
チャームフォト	7 月 号	〃
ビューティーマガジン	〃	辰 巳 書 房
紳 士 専 科	〃	〃
カメラアングル	〃	〃
実 話 雑 誌	増 刊 6 月 号	三 世 新 社
実 話 雑 誌	8 月 号	〃
グラマーフォト	7 月 号	〃
別冊 スクリーン	〃	近 代 映 画 社
実 話 情 報	8 月 号	文 献 資 料 刊 行 会
キューティー画報	7 月 号	れ も ん 社

茨城県告示第772号

国民健康保険法第37条第5項の規定により、次の療養取扱機関は他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申し出を受理した。

昭和42年 6 月 29 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

療 養 取 扱 機 関 名	所 在 地	申 出 受 理 年 月 日
四 倉 医 院	東茨城郡常北町大字石塚1387—3	42. 5. 22
手 島 外 科 胃 腸 科 医 院	水戸市千波町2048	42. 5. 29
小 松 崎 医 院	日立市鹿島町1—21—4	42. 6. 2
古河市立 古河市民病院	古河市大字古河5335	42. 6. 5
医療法人恵潮会 石毛病院	行方郡潮来町大字潮来226	42. 6. 8
大 和 田 医 院	日立市河原子町2779	〃
渡 辺 整 形 外 科 医 院	水戸市東台690	42. 6. 13

茨城県告示第773号

次のものは国民健康保険法第37条第3項の規定により、国民健康保険療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされるので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項の規定により公示する。

昭和42年 6 月 29 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

機 関 名	所 在 地	申出受理 年 月 日
関 内 科 医 院	水戸市砂久保町4994—8	42. 6. 1
城 外 科 医 院	〃 石川町4028—7	〃
青 柳 病 院	〃 横竹隈町618	42. 5. 8
立 花 整 形 外 科 医 院	高萩市東本町1—81	42. 6. 1
野 崎 内 科 医 院	土浦市富士崎町116	〃
宮 本 歯 科	水戸市宮町2—3—2	〃
島 薬 局	鹿島郡鹿島町宮中布川2166—1	〃
(有) 佐原商店薬品部	北相馬郡利根町3432	〃

茨城県告示第774号

農業災害補償法第5条の規定に基づき豊里町農業共済組合、大穂町農業共済組合及び吉沼農業共済組合を解散し、あらたに筑南農業共済組合の設立を昭和42年6月22日付認可した。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第775号

昭和42年3月30日茨城県告示第412号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移入禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中に 群馬県館林市を加える。

茨城県告示第776号

昭和42年3月30日茨城県告示第412号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移入禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中に 静岡県駿東郡および沼津市を加える。

茨城県告示第777号

昭和42年5月25日茨城県告示第640号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移動禁止区域等の一部を次のように改める。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 新治郡千代田村大字中郷谷を削除する。

茨城県告示第778号

昭和42年2月2日茨城県告示第138号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移動禁止区域等の指定の一部を次のように改める。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 水戸市笠原町を除く。

茨城県告示第779号

昭和41年11月10日茨城県告示第1430号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の指定の一部を次のように改める。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 福島県郡山市及び石川郡を加える。

茨城県告示第780号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項及び森林法施行令第5条の規定により次のように保安林の指定を解除する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所

鹿島郡大野村大字武井釜399(次の図に示す部分に限る。), 441の1, 443の1, 444の1, 波崎町大字柳川字外浜3821の2, 3821の183, 3821の188, 旭村大字上釜字中沢165(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

- 3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び関係町村役場に備えおいて、縦覧に供する。)

茨城県告示第781号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和42年3月4日付申請のあつた金田地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款写し

金田地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和42年7月3日から7月23日まで

3 縦覧の場所 桜村役場

茨城県告示第782号

牛久沼土地改良区から昭和42年4月6日付申請のあつた川原代地区土地改良事業計画変更は適当と決定したので、土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款写し

川原代地区土地改良事業計画変更計画書

2 縦覧の期間 昭和42年7月3日から7月23日まで

3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第783号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 124号線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員 メートル	延 長 メートル	摘 要
鹿島郡神栖村大字深芝字若松 2601番地の1地先から	旧	4.0~10.0	500.0	41単県特改 第116号工事
鹿島郡神栖村大字居切字砂山 1544番地の1地先まで	新	8.0~14.0	500.0	

茨城県告示第784号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
 する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大賀延方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
行方郡潮来町大字延方字竹の越 1051番地の1地先から	旧	メートル 5.0~7.0	メートル 140.0	41単県特改 第114号工事
行方郡潮来町大字延方字竹の越 1025番地地先まで	新	8.5~9.0	140.0	

茨城県告示第785号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
 する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 荒井麻生線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
鹿島郡大野村大字荒井字中 518番地の1地先から	旧	メートル 4.0~6.5	メートル 320.0	41単県局改 第112号工事
鹿島郡大野村大字荒井字中 569番地の3地先まで	新	9.0~13.0	320.0	

茨城県告示第786号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字宮中字下谷 2718番地地先から	旧	メートル 3.0~7.0	メートル 320.0	41単県局改 第113号工事
鹿島郡鹿島町大字宮中字神敷 4156番地の1地先まで	新	7.5~13.0	320.0	

茨城県告示第787号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大賀牛堀線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
行方郡牛堀町大字島須字山下 314番地の2地先から	旧	メートル 4.5~6.0	メートル 80.0	41単県局改 第118号工事
行方郡牛堀町大字島須字山下 347番地の2地先まで	新	5.0~16.5	80.0	

茨城県告示第788号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 石岡潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
行方郡牛堀町大字上戸字横須賀 2278番地の2地先から	旧	メートル 4.0~7.0	メートル 510.0	41国補特改 第5号工事
行方郡牛堀町大字上戸字浅間下 2005番地地先まで	新	7.0~15.0	557.2	

茨城県告示第789号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山田玉造線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
行方郡北浦村大字山田 主要地 方道 水戸鉾田佐原線分岐から 行方郡玉造町大字井上 主要地 方道 石岡潮来線交点まで	旧	メートル 4.6~22.9	メートル 9,196.8	主要地方道 水戸鉾田佐原線の不用 物件を県道の区域に加 える。
行方郡北浦村大字山田県道札玉 造線分岐から 行方郡玉造町大字井上 主要地 方道 石岡潮来線交点まで	新	4.6~22.9	11,456.8	

茨城県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸鉾田佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
行方郡北浦村大字山田字小舟津 997番地の1地先から	旧	メートル 4.6~15.0	メートル 3,914.5	41国補改良 第21号工事
行方郡北浦村大字山田字長了 1312番地の1地先まで	新	10.5~32.6	2,593.6	

茨城県告示第791号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道124号線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖村大字深芝字若松2601番地の1地先から
鹿島郡神栖村大字居切字砂山1544番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年6月29日

茨城県告示第792号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 大賀延方線
- 2 供用開始の区間 行方郡潮来町大字延方字竹の越1051番地の1地先から
行方郡潮来町大字延方字竹の越1025番地地先まで

3 供用開始の期日 昭和42年 6 月29日

茨城県告示第793号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年 6 月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和42年 6 月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 荒井麻生線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡大野村大字荒井字中518番地の1地先から
鹿島郡大野村大字荒井字中569番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年 6 月29日

茨城県告示第794号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年 6 月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和42年 6 月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡鹿島町大字宮中字下谷2718番地地先から
鹿島郡鹿島町大字宮中字神敷4156番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年 6 月29日

茨城県告示第795号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年 6 月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和42年 6 月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 大賀牛堀線
- 2 供用開始の区間 行方郡牛堀町大字島須字山下314番地の2地先から
行方郡牛堀町大字島須字山下347番地の2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年 6 月29日

茨城県告示第796号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 石岡潮来線
- 2 供用開始の区間 行方郡牛堀町大字上戸字横須賀2278番地の2地先から
行方郡牛堀町大字上戸字浅間下2005番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年6月29日

茨城県告示第797号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 山田玉造線
- 2 供用開始の区間 行方郡北浦村大字山田字塚下1145番地地先から
行方郡北浦村大字山田字長丁1312番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年6月29日

茨城県告示第798号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和42年6月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供
する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 水戸鉾田佐原線
- 2 供用開始の区間 行方郡北浦村大字山田字小舟津997番地の1地先から
行方郡北浦村大字山田字長丁1312番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年6月29日

茨城県告示第799号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 水戸市見和町字曲手ヨリ東94—5
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 89.6m

茨城県告示第800号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 水戸市見和町字曲手ヨリ南側120—19, 120—20, 120—21, 120—22,
120—23, 120—24
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 134m

茨城県告示第801号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 水戸市渡里町字小岩井2152—2, 2153—2
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 15.6m

茨城県告示第802号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 水戸市笠原町1314-2
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 36.4m

茨城県告示第803号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 水戸市見和町字曲手ヨリ東 (85-1 合併番地, 85-1
86
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 63.14m

茨城県告示第804号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 日立市成沢町1584
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 36.6m

茨城県告示第805号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 勝田市大字勝倉字大平3433—1342
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 27.2m

茨城県告示第806号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 勝田市津田字八軒2678—1, 2678—4
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 36.7m

茨城県告示第807号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 那珂郡那珂町菅谷字追出し4466—11, 4469—2, 4470—6
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 102.5m

茨城県告示第808号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 稲敷郡茎崎村天宝喜372
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 75m

茨城県告示第809号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 土浦市荒川沖鶴台900—2
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 41.81m

茨城県告示第810号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日
指 定 の 位 置 石岡市大字東田中字八幡1336—61
道路の幅員及び長さ 幅員 6.5m
延長 153.6m

茨城県告示第811号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日

指 定 の 位 置 西茨城郡友部町大字平町1470—37, 1470—919, 1470—920, 1470—921,
1470—922, 1470—923, 1470—924, 1470—925,
1470—926

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 84.64m

茨城県告示第812号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和42年6月29日

指 定 の 位 置 筑波郡谷田部町大字赤塚445—2, 445—7, 445—8

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 73.2m

(地方労働委員会)

茨城県地方労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第2項の職員が結成し、又は加入する労働組合について労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を昭和42年6月22日次のとおり認定した。

昭和42年6月29日

茨城県地方労働委員会

会 長 大 谷 政 雄

潮来町水道課の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち次の表に掲げる者

勤 務 個 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
水 道 課	課 長

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので次のとおり公告する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道245号線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
勝田市大字長砂字横道東, 古保米, 宿屋敷, 山ノ神, 埜, 東屋敷, 原
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和42年7月1日から
昭和43年3月25日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので次のとおり公告する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 一般県道中石崎水戸線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水戸市酒門町字堂山, 浜井場, 宿前, 太刀洗, 石川道, ヒタ塚
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和42年6月30日から
昭和43年3月31日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので次のとおり公告する。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道245号線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
那珂郡東海村大字照沼字七里松原, 真砂山, 平蔵山, 寺沼, 水走, 原
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和42年7月1日から
昭和43年3月25日まで

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとずき次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩上二郎

免許番号及び年 月 日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
399 42. 6. 21	株式会社 藤屋興業	下河辺 庄 司	安藤 寧 秋	鹿島郡波崎町7690の2
400 "	東洋商事 株式会社	香取 栄 治	草野 正	行方郡潮来町大字延方 乙834
401 "	常陽土地 株式会社	中沢 孝 三	中沢 孝 三	水戸市南町2-5-5
402 "	中川企業金融 株式会社	立原 嘉四郎	染谷 昇 二	水戸市西原町3217

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩上二郎

記

聴聞期日 昭和42年7月4日 午後1時
 聴聞場所 古河市大字古河6456
 聴聞事項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
 風俗営業(料亭の増築)
 申請者住所氏名 古河市大字古河6456 基 弥太吉
 建築物構造規模 鉄骨造 2階建鉄板葺351.08㎡増築 既存300.08㎡
 建築物の位置 古河市大字古河6456
 敷地面積 731㎡

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩上二郎

記

聴聞期日 昭和42年7月3日 午後2時
 聴聞場所 水戸市袴塚町2874
 聴聞事項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの(紙加工場)

の増築)

申請者住所氏名 水戸市袴塚町2874
 イトウ紙工業K. K. 佐々木 幹 夫

建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺105.99 m^2 増築 既存468.598 m^2
 原動機 4 HP増設 10HP既設

建築物の位置 水戸市袴塚町2874

敷 地 面 積 772.65 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和42年6月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和42年7月5日 午後2時

聴 聞 場 所 日立市金沢町344

聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m^2 をこえるもの(ダンボール箱製作及び一部印刷の倉庫の増築)

申請者住所氏名 日立市金沢町344 鴨志田 義 雄

建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺385.56 m^2 増築 既存647.99 m^2
 原動機50HP既設

建築物の位置 日立市大沼町平塚130

敷 地 面 積 1,759.59 m^2

雑 報

●地方職員共済組合役員の異動

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の異動を次のとおり公告する。

昭和42年6月2日

地方職員共済組合

理 事 長 荻 田 保

新 任 理 事 (非常勤) 高 橋 忠 雄

退 任 理 事 (非常勤) 内 野 一 郎

(以上新任は昭和42年6月2日付、退任は6月1日付)

* 県政の総覧 ～ 県民の六法 *

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は，昭和42年4月1日から送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
休日の場合は繰り下ぐ（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所